

海上漂流者回収に関する計画及び手順書に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

海上漂流者回収に関する計画及び手順書に関する事項

改正理由

2012年11月に開催されたIMO第91回海上安全委員会(MSC91)において、海上漂流者回収に関する計画及び手順書の保持を義務化するSOLAS条約第III章第17-1規則が、決議MSC.338(91)として採択された。当該計画及び手順書の作成要領については、関連する指針であるMSC.1/Circ.1447を参照するよう規定されており、当該指針では、海上漂流者の回収技術に関する手引書(MSC.1/Circ.1182)等についても参照するよう規定されている。

しかしながら、当該MSC.1/Circ.1182は、SOLAS条約第III章第17-1規則の採択及びMSC.1/Circ.1447の承認以前に回章されているサーキュラーであるため、IMOは、MSC.1/Circ.1182の内容をSOLAS条約及びMSC.1/Circ.1447等の関連するサーキュラーと整合させる見直しを行うとともに、更なる充実を図るべく検討を行っていた。

この程、2014年11月に開催されたIMO第94回海上安全委員会(MSC94)において、上記の見直しとともに、海上漂流者の回収に関する新しい技術等を追加するMSC.1/Circ.1182の改正が承認され、MSC.1/Circ.1182/Rev.1として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1182/Rev.1に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

安全設備規則検査要領の付録3海上漂流者回収に関する計画及び手順書の作成のための指針(MSC.1/Circ.1447 ANNEX)において、回収技術に関する手引書は、MSC.1/Circ.1182/Rev.1を参照する旨規定した。